

## 議案第34号 交野市下水道条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

令和8年3月31日を以て、渚水みらいセンターにおける、処理水再利用事業が廃止されたことにより、同センターの放流水を淀川ではなく全国一律の排水基準が設定されている寝屋川に全量放流することになるため、同センターからの放流水について、大阪府の条例で定める「上乘せ排水基準」が適用されなくなった。

これに伴い、交野市下水道条例においても同様に定めていた、上乘せした下水の排除基準等を廃止するため、所要の改正を行う。

### 2. 条例改正の主な内容

条例中の「淀川水域に係る地域」に該当する処理区がなくなるため、当該地域に係る下水の排除基準等を削除する。

項目	改正内容
特定事業場からの下水の排除の制限 (第10条関係)	「淀川水域に係る地域」で下水を排除する場合の下水の水質基準(第1項第1号ア、第2項第1号ア)を削除
除害施設の設置等(第11条関係)	「淀川水域に係る地域」で除害施設の設置が必要となる場合の下水の水質基準及び除害施設を設置した場合に排除すべき下水の水質基準(第1項第1号ただし書、第3号ア、第7号ただし書、第2項第1号ア)を削除

### 3. 施行期日 公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年6月定例会

議案の 件名	議案第34号 交野市下水道条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
本市の設置する公共下水道の管理及び使用並びに下水道施設の構造及び維持管理に関する基準については、下水道法その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。		枚方市において、同様の条例改正を行っている。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
<p>令和8年3月31日を以て、渚水みらいセンターにおける、処理水再利用事業が廃止されたことにより、同センターの放流水を淀川ではなく全国一律の排水基準が設定されている寝屋川に全量放流することになるため、同センターからの放流水について、大阪府の条例で定める「上乗せ排水基準」が適用されなくなった。</p> <p>これに伴い、交野市下水道条例においても同様に定めていた、上乗せした下水の排除基準等を廃止するため、所要の改正を行う。</p>					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
渚水みらいセンターにおける、処理水再利用事業の廃止（令和8年3月31日）。		まちづくりの目標	目 標	4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち	
		政策分野または経営方針	分野・方針	2 1 上水道・下水道	
		施策	施 策	安全で安定した下水道事業の推進	
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）			
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
〈政策等の実施時期〉		公布の日			
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
上下水道部		下水道課		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無（新旧対照表等）	

交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下次条において同じ。）を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。</p> <p><u>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満</p> <p>(7) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満</p> <p>2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者については、次の各号に掲げる項目に関し、そ</p>	<p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下次条において同じ。）を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。</p> <p><u>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準</u></p> <p>ア 淀川水域に係る地域 1lにつき38mg未満</p> <p>イ 寝屋川水域に係る地域 1lにつき380mg未満</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1l_____につき5日間に600mg_____未満</p> <p>(4) 浮遊物質量 1l_____につき600mg_____未満</p> <p>(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1l_____につき5mg_____以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1l_____につき30mg_____以下</p> <p>(6) 窒素含有量 1l_____につき240mg_____未満</p> <p>(7) りん含有量 1l_____につき32mg_____未満</p> <p>2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者については、次の各号に掲げる項目に関し、そ</p>

新	旧
<p>これらの施設から排除される汚水の合計量が、その処理施設（公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう。）で処理される汚水量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる基準を当該基準とする。</p> <p><u>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満</p> <p>(4) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム未満</p> <p>(5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満</p> <p>(6) りん含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第11条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。</p>	<p>これらの施設から排除される汚水の合計量が、その処理施設（公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう。）で処理される汚水量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる基準を当該基準とする。</p> <p><u>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準</u></p> <p>ア 淀川水域に係る地域 1lにつき12.5mg未満</p> <p>イ 寝屋川水域に係る地域 1lにつき125mg未満</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1l _____ につき5日間に300mg _____ 未満</p> <p>(4) 浮遊物質量 1l _____ につき300mg _____ 未満</p> <p>(5) 窒素含有量 1l _____ につき150mg _____ 未満</p> <p>(6) りん含有量 1l _____ につき20mg _____ 未満</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第11条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。</p>

新	旧
<p>(1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める<u>数値</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量  ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下  イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水に係る前項第2号から第6号までと第8号及び第9号に掲</p>	<p>(1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める<u>数値</u>。ただし、淀川水域に係る地域においては、同条第4項に規定する「<u>水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例</u>」(昭和49年大阪府条例第8号。以下「大阪府条例」という。)第3条別表第1号及び第6号(水素イオン濃度及び大腸菌数を除く。)に定められている当該物質に係る<u>数値とする</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量  ア <u>淀川水域に係る地域</u> 1リットルにつき38ミリグラム未満  イ <u>寝屋川水域に係る地域</u> 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量  ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下  イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下  <u>ただし、淀川水域に係る地域においては、令第9条の11第1項第3号に規定する大阪府条例に定められている当該物質(ア又はイ)に係る数値とする。</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水に係る前項第2号から第6号までと第8号及び第9号に掲</p>

新	旧
<p>げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量が、その処理施設（公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう。）で処理される汚水量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでの他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる基準を当該基準とする。</p> <p><u>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1</u> <u>リットルにつき125ミリグラム未満</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量が、その処理施設（公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう。）で処理される汚水量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでの他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる基準を当該基準とする。</p> <p><u>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 次</u> <u>に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準</u></p> <p><u>ア 淀川水域に係る地域 1リットルにつき12.5ミリグラム</u> <u>未満</u></p> <p><u>イ 寝屋川水域に係る地域 1リットルにつき125ミリグラム</u> <u>未満</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>